

その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、その政策に係る次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 提案に至る背景及び経緯
- (2) 他の地方公共団体における類似する政策との比較検討の結果
- (3) 提案に至るまでの過程における市民との連携の内容

- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源の状況
- (6) 将来にわたる費用負担の状況

### (市民の意見形成)

第8条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議案の審議に当たっては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

### (調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案の審議に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による専門的事項に係る調

査制度、公聴会制度及び参考人制度の活用にも努めるものとする。

### (政務調査費)

第10条 議員は、議員の調査研究に資するため、鶴ヶ島市議会の政務調査費に関する条例(平成13年条例第1号)の規定により交付される政務調査費を有効かつ適正に執行しなければならない。

2 議長は、鶴ヶ島市議会の政務調査費に関する条例の規定により提出された政務調査費収支報告書を公表するものとする。

### (議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

### (議会広報の充実)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会の広報活

動に努めるものとする。

### (議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化に努めるものとする。

### (議員の行動規範)

第14条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

### (他の条例その他の規程との関係)

第15条 議会は、この条例が議会運営に関する基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する他の条例その他の規程を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

### (継続的な検討)

第16条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、

あると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

### 附則

議会運営に係る不断の評価と改善を行い、この条例の規定について検討を加える必要がある。

この条例は、公布の日から施行する。

※議会基本条例は、平成21年3月25日に施行しました。

## 議会報告会2009を

## 開催しました

4月26日(日)、議員全員が出席して、女性センターハーモニで「議会報告会2009」を開催しました。

給付金の総額や1人当たりの経費、介護保険の低所得者に対する負担増の問題などについて質問がありました。

総務、産業建設、文教厚生各常任委員会ごとに、3月議会で審議した事項を報告しました。総務常任委員会は主に基金の見直しと平成21年度一般会計予算、産業建設常任委員会は主に緊急経済対策と一本松土地区画整理事業見直し、文教厚生常任委員会は主に介護保険の見直し、介護保険・国民健康保険と福祉教育の21年度予算についてでした。

